

## 教職員支援機構特別研修員の委嘱に関する取扱い

令和2年2月4日

理事長裁定

一部改正 令和2年10月2日

一部改正 令和3年11月19日

### (目的)

第1条 この取扱いは、マネジメント研修高度化推進事業実施要項に基づき、教職員支援機構（以下「機構」という。）特別研修員（以下「特別研修員」という。）の委嘱に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第2条 特別研修員の身分は、地方公務員として在籍のまま、機構に特別研修員として派遣される。

2 特別研修員の勤務地は、つくば中央研修センターとする。

### (委嘱)

第3条 特別研修員の委嘱は、都道府県・指定都市・中核市教育委員会から派遣された者について理事長が行うものとする。

2 特別研修員には、委嘱状を交付するものとする。

### (委嘱期間)

第4条 特別研修員の委嘱期間は、原則として1年を単位とし、必要に応じてこれを更新することができる。

### (要件)

第5条 特別研修員として派遣される者の要件としては次に掲げるとおりとする。

- 一 マネジメント研修及び学校におけるマネジメントに関し、今後、中核的な役割を担うことが期待される者（中堅教員等）であること。
- 二 教職員として勤務成績が優秀であり、かつ、心身ともに健全であること。
- 三 つくば中央研修センターにおいて、勤務可能な者であること。

### (役割)

第6条 特別研修員の役割は以下のとおりとする。

- 一 機構における研修等の実務を実地に経験する。
- 二 機構の調査研究プロジェクトに参画する。
- 三 教職大学院及び都道府県教育センター等におけるマネジメント研修等の好例の収集・分析等を行う。
- 四 教育委員会等が実施するマネジメント研修等の事業に参画する。
- 五 機構及び全国の教育委員会のマネジメント研修の高度化・体系化を図るためのマネジメント研修高度化推進資料を作成・公表する。
- 六 マネジメント研修高度化推進のためのセミナーの企画・立案等を行う。

(秘密保持義務)

第7条 特別研修員は、職務を通じて知ることができたすべての秘密について、第三者に漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も同様とする。

(費用の負担)

第8条 給与及び派遣に要する経費については、教育委員会が負担する。ただし、特別研修員の機構における活動に要する経費（派遣元教育委員会における活動に要する旅費を含む）及び機構の借上宿舎については、機構が負担する。

(その他)

第9条 この取扱いに定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この取扱いは、令和2年2月4日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和3年11月19日から施行する。